

岡崎市議会議案

令和5年12月定例会

令和5年12月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
83	工事請負の契約について（旧教育文化館等解体工事）	5
84	財産の処分の変更について	7
85	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎市シビックセンター）	9
86	市道路線の廃止について	11
87	市道路線の認定について	15
88	土地区画整理に伴う町及び字の区域の設定について	19
89	公の施設に係る指定管理者の指定について（岡崎公園及び村積山自然公園（奥殿陣屋））	23
90	工事請負の契約について（岡崎市立岡崎小学校中棟大規模改修工事）	25
91	岡崎市市税条例の一部改正について	27
92	岡崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について	29
93	岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	57
94	岡崎市市産材調達管理基金条例の一部改正について	59
95	岡崎市開発行為の許可等に関する条例の一部改正について	61
96	岡崎市屋外広告物条例の一部改正について	65
97	岡崎市都市公園条例の一部改正について	67
98	岡崎市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	71
99	令和5年度岡崎市一般会計補正予算（第9号）	75
100	令和5年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）	89
101	令和5年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	93

102	令和5年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	97
103	令和5年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	105
104	令和5年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	109
105	令和5年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第1号）	113
106	令和5年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第2号）	117
107	令和5年度岡崎市病院事業会計補正予算（第2号）	121
108	令和5年度岡崎市水道事業会計補正予算（第1号）	123
109	令和5年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）	125

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
旧教育文化館等解体工事
- 2 工事概要
 - (1) 旧教育文化館東棟及び西棟
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建て 延べ2,358.00平方メートル
 - (2) 旧太陽の城車庫
鉄骨造平家建て 延べ71.00平方メートル
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
163,900,000円
- 5 完成期限
令和6年7月31日
- 6 契約の相手方
岡崎市日名中町6番地1
酒部建設株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

財産の処分の変更について

令和4年12月21日議決「財産の処分について」を次のように変更するものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

「1 売り払う土地」の表中「18,296.21平方メートル」を「20,041.79平方メートル」に改める。

「2 売払金額」中「90,379,692円」を「99,375,518円」に改める。

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
岡崎市シビックセンター	東京都江東区豊洲三丁目2番24号	S P S ・ トーエネック・ピーアンドピー共同事業体	令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により必要があるによる。

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

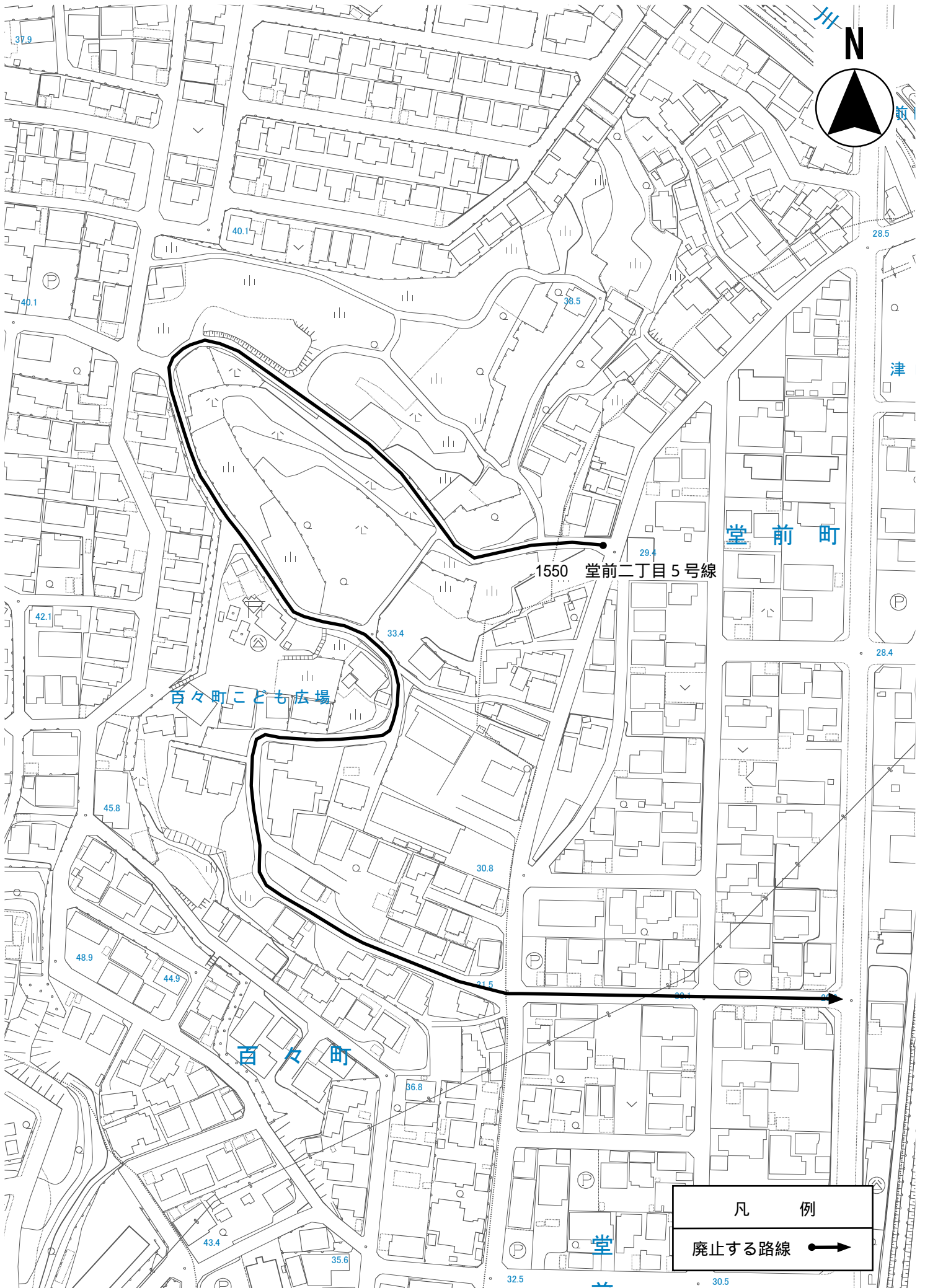
令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1550	堂前二丁目5号線	岡崎市堂前町2丁目
		岡崎市堂前町2丁目
3110	中之郷荘2号線	岡崎市中之郷町字下荒子
		岡崎市中之郷町字下荒子
3111	中之郷荘3号線	岡崎市中之郷町字下荒子
		岡崎市中之郷町字下荒子
3112	中之郷荘4号線	岡崎市中之郷町字東新田
		岡崎市中之郷町字下荒子
3113	中之郷荘5号線	岡崎市中之郷町字東新田
		岡崎市中之郷町字下荒子
4937	西阿知和下山ノ田3号線	岡崎市西阿知和町字下山ノ田
		岡崎市西阿知和町字西築井場
6654	岡崎阿知和スマートインター線	岡崎市東阿知和町字片坂
		岡崎市西阿知和町字上山ノ田

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により必要があるによる。



堂前町

1550 堂前二丁目5号線

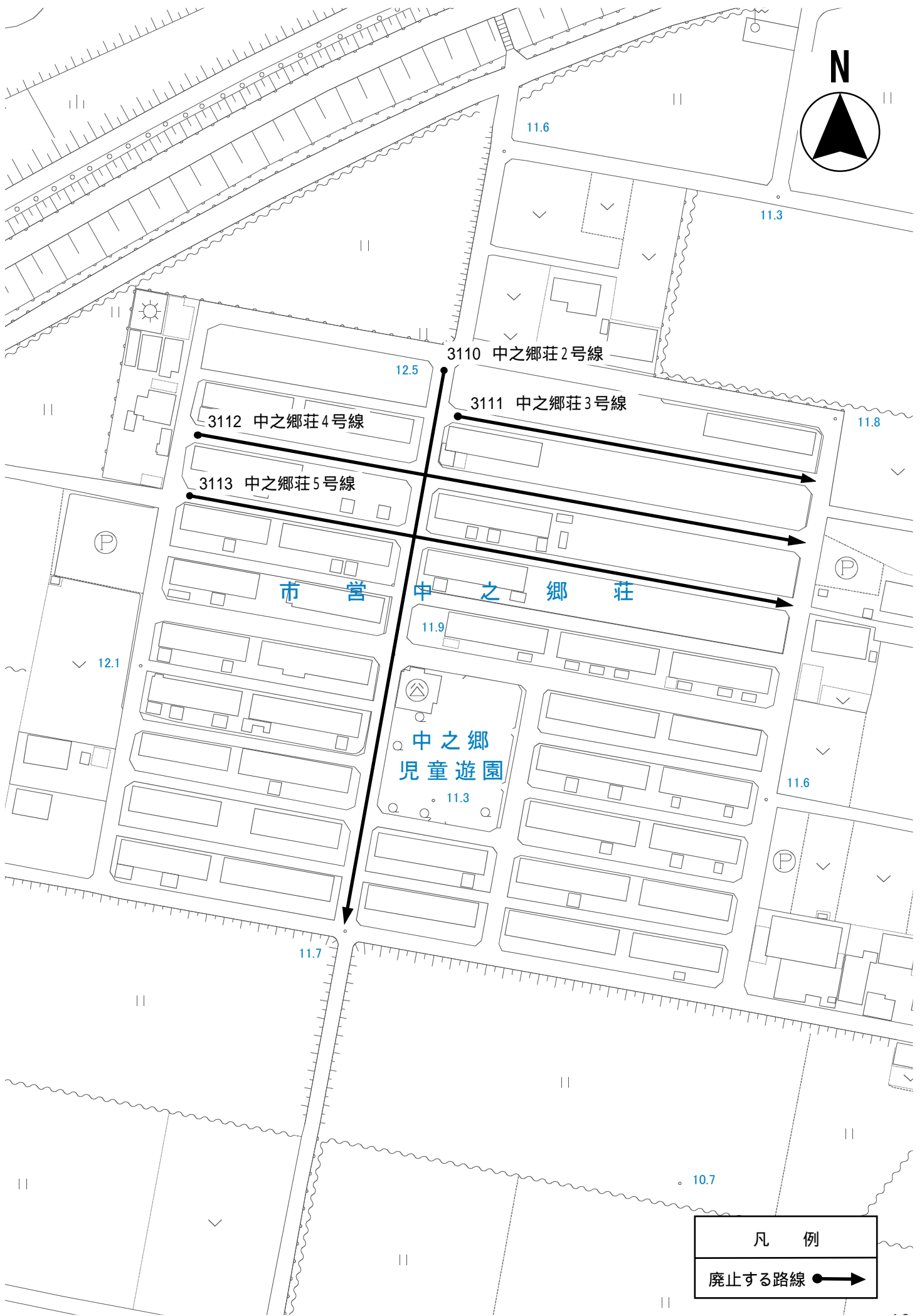
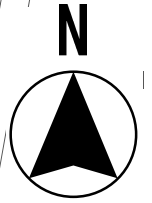
百々町こども広場

百々町

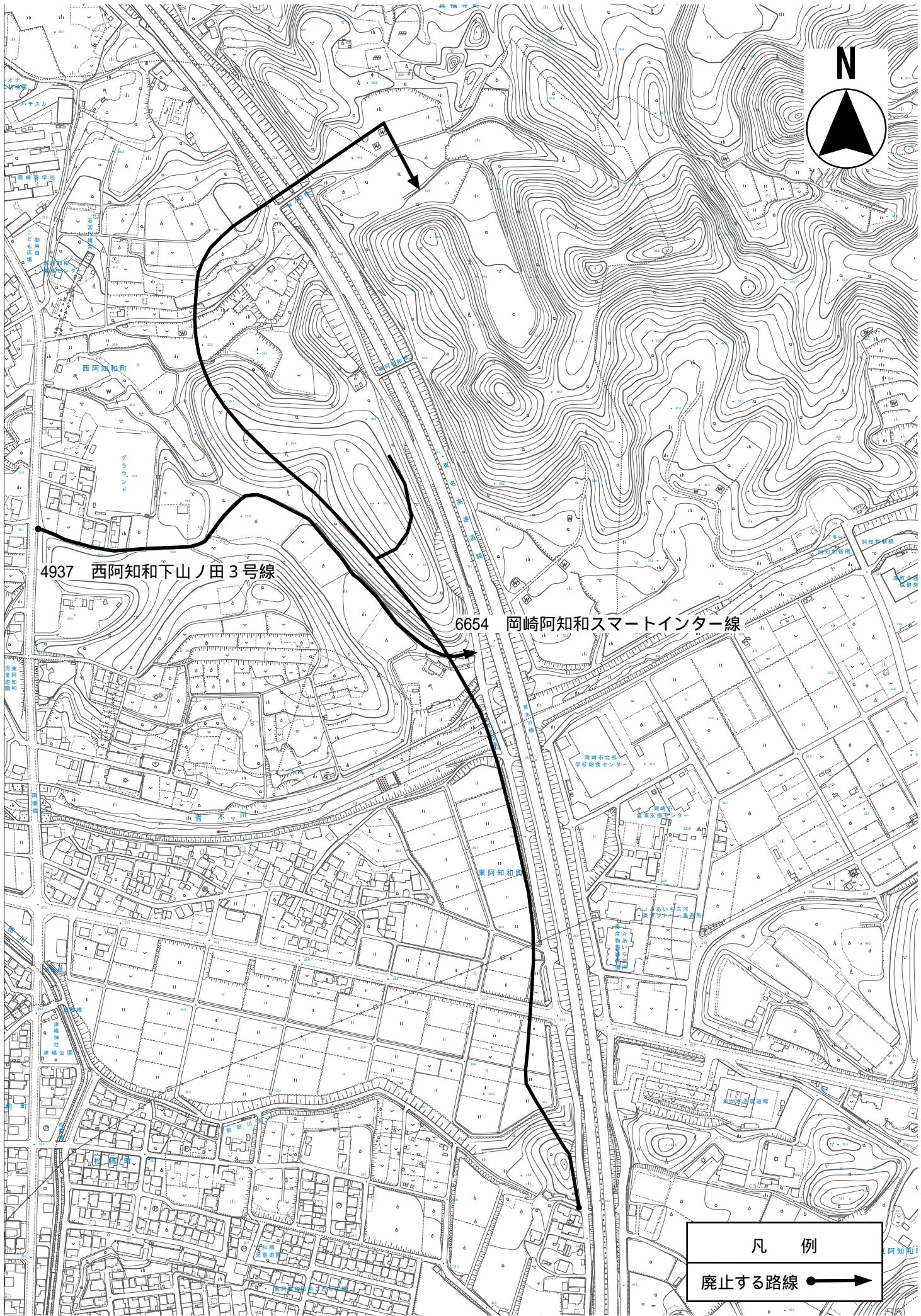
凡例

廃止する路線





凡 例	
廃止する路線	●→



4937 西阿知和下山ノ田3号線

6654 岡崎阿知和スマートインター線

凡 例
廃止する路線 ●————→

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

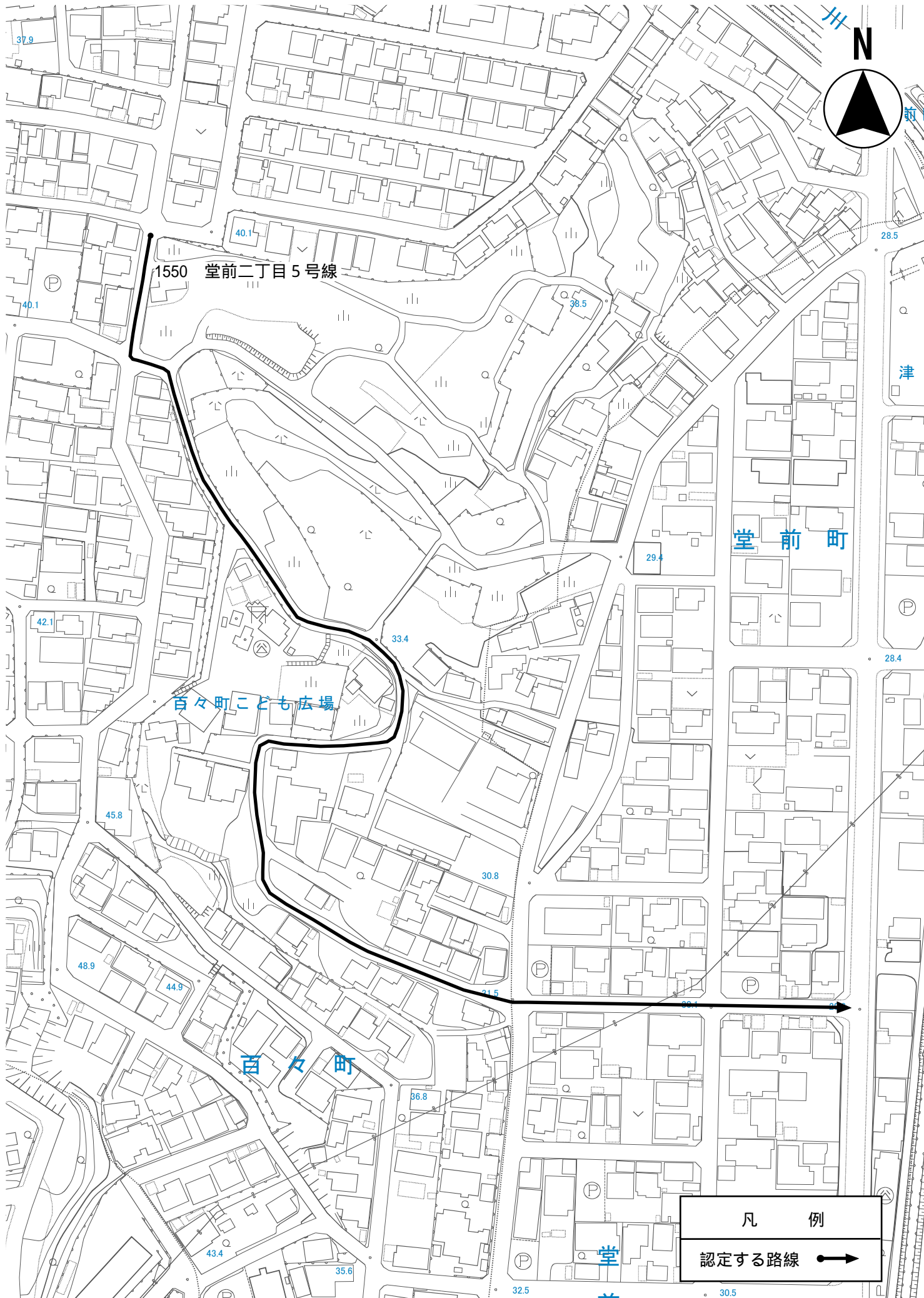
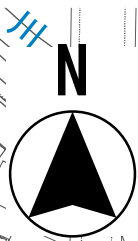
令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1550	堂前二丁目5号線	岡崎市百々町字池ノ入
		岡崎市堂前町2丁目
3110	中之郷荘2号線	岡崎市中之郷町字下荒子
		岡崎市中之郷町字下荒子
4937	西阿知和下山ノ田3号線	岡崎市西阿知和町字下山ノ田
		岡崎市西阿知和町字西築井場
6654	岡崎阿知和スマートインター線	岡崎市東阿知和町字川田
		岡崎市西阿知和町字上山ノ田

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により必要があるによる。



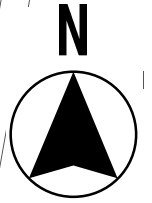
1550 堂前二丁目5号線

百々町子ども広場

百々町

堂前町

凡例
認定する路線 →



市 營 中 之 郷 莊

3110 中之郷莊 2号線

中之郷
児童遊園


凡 例	
認定する路線	



4937 西阿知和下山ノ田3号線

6654 岡崎阿知和スマートインター線

凡 例

認定する路線 

土地区画整理に伴う町及び字の区域の設定について

西三河都市計画事業岡崎駅南土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から、本市の別図第1の区域について、次のとおり町及び字の区域を設定するものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 町の区域の設定

(1) 名称

はしらにし はりさきにし わかまつにし
柱西、針崎西及び若松西

(2) 区域

別図第2のとおり

2 字の区域の設定

(1) 名称

ア 柱西

1丁目及び2丁目

イ 針崎西

1丁目及び2丁目

ウ 若松西

1丁目及び2丁目

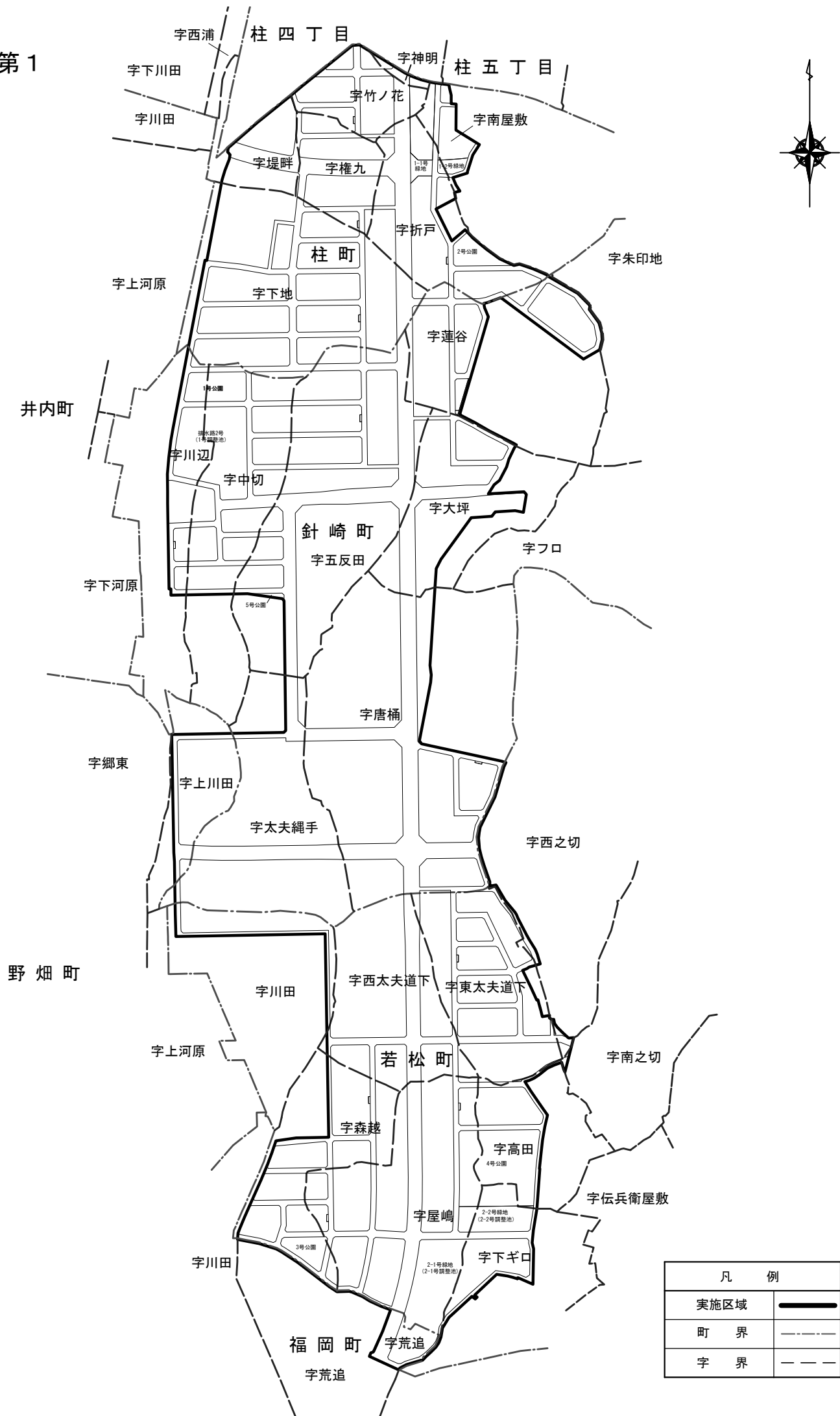
(2) 区域

別図第2のとおり

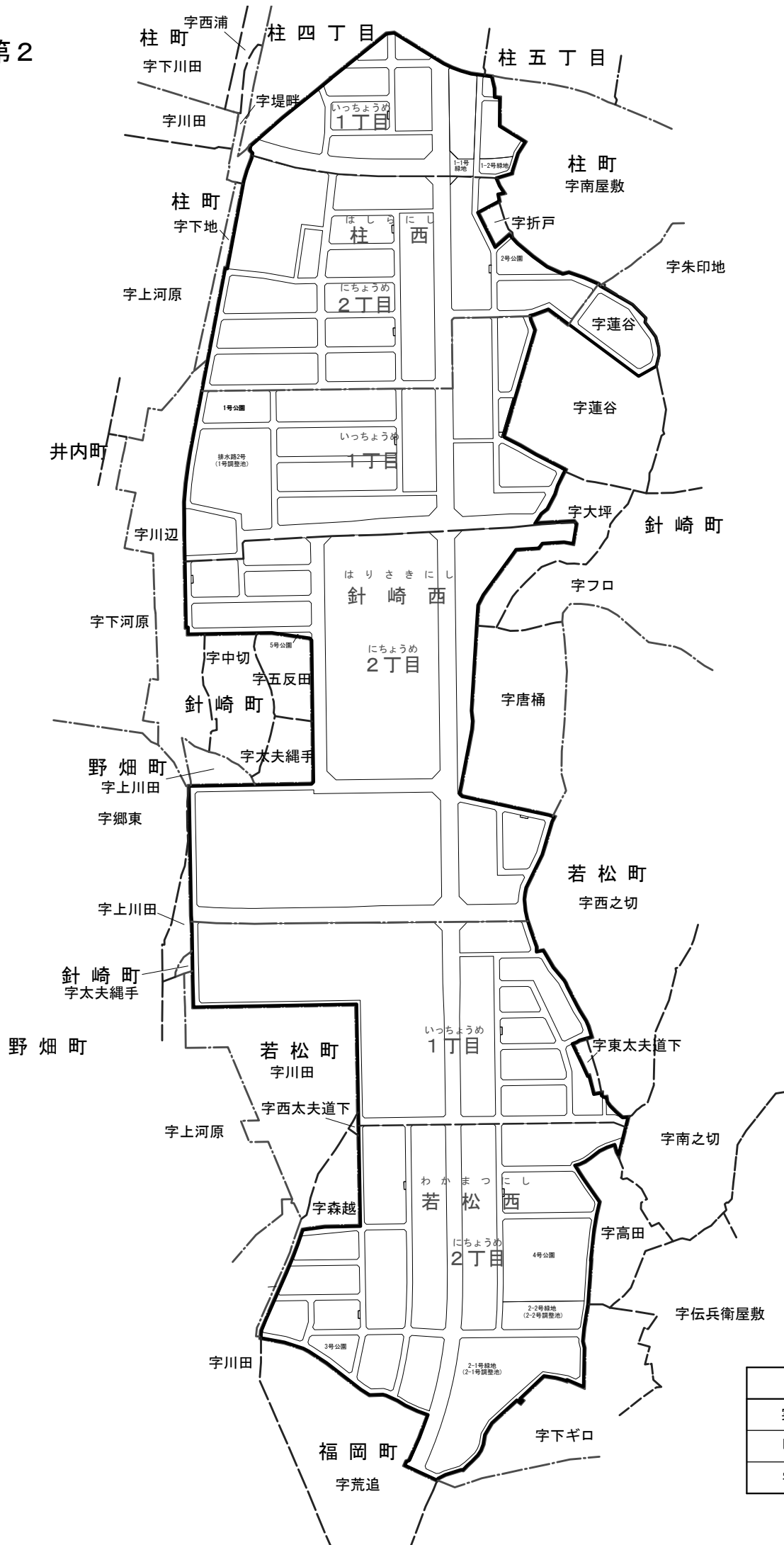
(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により必要があるによる。

別図第1



別図第2



凡 例	
実施区域	———
町 界	- - - - -
字 界	- - - - -

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
岡崎公園 村積山自然公園 (奥殿陣屋)	岡崎市朝日町三丁目17番地	一般社団法人岡崎パブリックサービス	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
岡崎市立岡崎小学校中棟大規模改修工事
- 2 工事概要
中棟大規模改修
鉄筋コンクリート造4階建て 延べ2,783平方メートル
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
330,000,000円
- 5 完成期限
令和7年1月31日
- 6 契約の相手方
岡崎市明大寺町字西郷中37番地
小原建設株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

岡崎市市税条例の一部改正について

岡崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市税条例の一部を改正する条例

岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。
第47条の2第2項中「もの及び」を「もの並びに」に、「第14条第2項」を「第13条第2項の規定により所有者等（同法第5条に規定する所有者等をいう。以下この項において同じ。）に対し勧告がされた同法第13条第1項に規定する管理不全空家等及び同法第22条第2項」に改め、「（同法第3条に規定する所有者等をいう。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第47条の2第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、市税の課税の適正化を図る必要があるによる。

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市職員の給与に関する条例(昭和26年岡崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「、100分の100」を「、100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「、100分の100」を「100分の105」に、「、100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (行政職給料表)

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100				

53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				

	111		301,300	350,200							
	112		301,600	350,500							
	113		301,800	351,000							
	114		302,000								
	115		302,300								
	116		302,700								
	117		302,900								
	118		303,100								
	119		303,400								
	120		303,700								
	121		304,100								
	122		304,300								
	123		304,600								
	124		304,900								
	125		305,200								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200	円 442,400	円 522,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（医療職給料表）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
	47	383,500	449,500	502,400	557,100	
48	384,800	451,200	504,100	558,100		

49	385,600	452,800	505,600	559,100	
50	386,400	454,500	506,900	560,000	
51	387,200	456,200	508,200	560,900	
52	387,700	457,900	509,500	561,800	
53	388,500	459,800	510,500	562,600	
54	389,300	461,000	511,800	563,500	
55	390,000	462,200	513,100	564,400	
56	390,700	463,400	514,400	565,300	
57	391,400	464,400	515,400	566,200	
58	392,300	465,400	516,200	567,100	
59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	393,600	467,100	517,800	568,700	
61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000		
67		471,900	523,700		
68		472,500	524,600		
69		472,800	525,500		
70		473,400	526,300		
71		474,100	527,200		
72		474,800	528,100		
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		
85		481,800	539,200		
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		
89		483,800	542,700		
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			
93		485,900			
94		486,500			
95		487,100			
96		487,600			
97		488,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400	円 567,400

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800		

53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				

	111			334,000					
	112			334,400					
	113			334,600					
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900	円 366,200	円 427,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300	

52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			

109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		
142	303,500	334,600		
143	303,900	334,900		
144	304,200	335,300		
145	304,400	335,600		
146	304,600	336,000		
147	304,900	336,400		
148	305,300	336,800		
149	305,500	337,100		
150	305,700	337,500		
151	306,000	337,900		
152	306,300	338,300		
153	306,700	338,600		
154	306,900			
155	307,100			
156	307,400			
157	307,700			
158	308,000			
159	308,300			
160	308,600			
161	309,000			
162	309,300			
163	309,600			
164	309,900			
165	310,300			

	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300	円 371,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 岡崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第12条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第13条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第13条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

（岡崎市技能業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 岡崎市技能業務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年岡崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、同項ただし書中「、住居手当及び勤勉手当」を「及び住居手当」に改め、「加えて」の次に「在宅勤務等手当及び」を加える。

（岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 岡崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

（岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第5条 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当)

第10条の2 給与条例第13条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第19条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第19条の2 給与条例第21条の規定は、規則で定めるフルタイム会計年度任用職員について準用する。

第29条の見出し中「に対する」を「の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第29条の2 給与条例第21条の規定は、規則で定めるパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「その基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の

合計額」とあるのは、「規則で定める額」と読み替えるものとする。

第31条の見出し中「に対する」を「の」に改め、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第13条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第32条の見出し中「に対する」を「の」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (行政職給料表)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800

53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900

111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（医療職給料表）

ア 医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	264,700	346,600
2	267,200	349,600
3	269,600	352,400
4	272,000	355,300
5	274,100	357,800
6	277,600	360,800
7	281,100	363,800
8	284,500	366,600
9	288,100	368,700
10	291,600	371,200
11	295,200	373,900
12	298,700	376,400
13	302,200	379,100
14	306,100	382,500
15	310,000	385,500
16	313,600	388,800
17	317,200	391,800
18	320,700	394,400
19	324,200	396,800
20	327,700	399,300
21	331,300	401,900
22	335,000	403,900
23	338,400	405,500
24	341,700	407,100
25	345,000	408,800
26	347,500	411,000
27	350,000	413,100
28	352,300	415,100
29	354,400	417,200
30	356,100	419,300
31	357,800	420,900
32	359,600	422,600
33	361,500	424,500
34	363,700	426,000
35	365,800	427,800
36	367,800	429,600
37	369,700	431,500
38	371,900	433,500
39	374,000	435,300
40	376,000	437,200
41	378,000	439,000
42	378,700	440,700
43	379,300	442,400
44	380,000	444,200
45	380,900	446,000
46	382,200	447,800
47	383,500	449,500
48	384,800	451,200
49	385,600	452,800
50	386,400	454,500
51	387,200	456,200

52	387,700	457,900
53	388,500	459,800
54	389,300	461,000
55	390,000	462,200
56	390,700	463,400
57	391,400	464,400
58	392,300	465,400
59	393,000	466,300
60	393,600	467,100
61	394,100	467,900
62	394,600	468,600
63	395,000	469,300
64	395,400	469,900
65	395,700	470,600
66		471,300
67		471,900
68		472,500
69		472,800
70		473,400
71		474,100
72		474,800
73		475,200
74		475,800
75		476,500
76		477,200
77		477,600
78		478,200
79		478,800
80		479,300
81		479,900
82		480,400
83		480,900
84		481,400
85		481,800
86		482,400
87		482,800
88		483,300
89		483,800
90		484,400
91		485,000
92		485,400
93		485,900
94		486,500
95		487,100
96		487,600
97		488,100

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	167,200	202,800
2	168,600	204,400
3	170,000	205,900
4	171,400	207,300
5	172,700	208,800
6	174,500	210,000
7	176,200	211,200
8	177,800	212,400
9	179,400	213,800
10	181,100	215,300
11	182,700	216,800
12	184,600	218,300
13	186,000	219,700
14	187,800	221,200
15	189,800	222,700
16	191,600	224,200
17	193,500	225,500
18	194,700	226,800
19	196,200	228,200
20	197,600	229,500
21	198,800	230,600
22	200,300	231,700
23	201,700	232,800
24	203,000	233,900
25	204,600	235,000
26	205,600	236,200
27	206,700	237,400
28	207,800	238,500
29	209,000	239,500
30	210,100	240,800
31	211,200	242,200
32	212,300	243,400
33	213,700	244,400
34	215,000	245,700
35	216,300	246,600
36	217,500	247,800
37	218,500	249,000
38	219,500	250,100
39	220,500	251,100
40	221,500	252,100
41	222,400	253,000
42	223,200	253,800
43	224,000	254,600
44	224,900	255,400
45	225,800	256,200
46	226,700	257,400
47	227,600	258,600
48	228,500	259,700
49	229,200	261,000
50	230,100	262,300
51	231,000	263,400
52	231,800	264,400
53	232,100	265,400

54	232,900	266,500
55	233,500	267,600
56	234,200	268,700
57	234,800	269,400
58	235,400	270,500
59	235,900	271,600
60	236,400	272,500
61	237,000	273,300
62	237,500	274,300
63	238,000	275,200
64	238,600	276,100
65	239,100	276,900
66	239,600	277,900
67	240,200	278,800
68	240,700	279,700
69	241,200	280,600
70	241,700	281,600
71	242,100	282,700
72	242,600	283,700
73	243,100	284,300
74	243,600	284,800
75	244,100	285,300
76	244,600	286,100
77	244,900	286,900
78	245,200	287,500
79	245,500	288,100
80	245,700	288,600
81	245,900	289,100
82	246,200	289,600
83	246,500	290,000
84	246,700	290,300
85	246,900	290,500
86		290,700
87		290,900
88		291,100
89		291,500
90		291,700
91		291,900
92		292,100
93		292,500
94		292,700
95		292,900
96		293,200
97		293,500
98		293,700
99		293,900
100		294,200
101		294,500
102		294,700
103		294,900
104		295,200
105		295,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	211,000
2	184,900	212,900
3	186,400	214,900
4	187,800	216,800
5	189,300	218,800
6	190,800	220,600
7	192,300	222,400
8	193,800	224,100
9	195,000	225,800
10	196,700	227,200
11	198,300	228,500
12	199,800	229,400
13	201,200	230,800
14	203,200	231,800
15	205,300	232,800
16	207,300	233,700
17	209,300	234,800
18	211,300	236,200
19	213,400	237,600
20	215,400	238,700
21	217,300	239,800
22	219,000	241,400
23	220,700	243,100
24	222,400	244,500
25	223,700	245,700
26	225,000	247,000
27	226,100	248,400
28	227,100	249,700
29	228,200	251,100
30	229,000	252,100
31	229,800	252,900
32	230,500	253,600
33	231,600	254,400
34	232,800	255,300
35	233,900	256,200
36	234,900	256,900
37	235,900	257,600
38	237,200	258,500
39	238,500	259,400
40	239,700	260,300
41	240,500	260,700
42	241,500	261,500
43	242,500	262,300
44	243,500	263,000
45	244,500	263,700
46	245,500	264,400
47	246,400	265,100
48	247,200	265,800
49	248,000	266,500
50	248,900	267,300
51	249,800	268,000
52	250,600	268,900
53	251,200	269,800
54	252,100	270,900
55	253,000	272,000

56	253,800	273,200
57	254,500	274,400
58	255,400	275,800
59	256,000	277,100
60	256,800	278,400
61	257,500	279,600
62	258,200	280,800
63	258,900	281,900
64	259,600	283,000
65	260,200	284,000
66	260,900	285,200
67	261,500	286,400
68	262,100	287,400
69	262,700	288,400
70	263,300	289,800
71	264,100	291,100
72	264,900	292,300
73	266,100	293,300
74	267,200	294,600
75	268,200	295,800
76	269,200	297,000
77	270,100	298,300
78	271,000	299,500
79	271,900	300,700
80	272,800	301,900
81	273,600	302,400
82	274,500	303,600
83	275,400	304,700
84	276,000	305,800
85	276,700	306,900
86	277,400	308,100
87	278,100	309,300
88	278,800	310,400
89	279,600	311,500
90	280,400	312,700
91	281,200	313,900
92	282,000	315,000
93	282,800	315,800
94	283,800	316,500
95	284,700	317,200
96	285,600	317,800
97	286,200	318,300
98	286,800	318,600
99	287,400	319,200
100	288,300	319,800
101	289,100	320,200
102	289,900	320,800
103	290,700	321,400
104	291,500	321,900
105	292,100	322,300
106	292,600	322,800
107	293,100	323,300
108	293,500	323,800
109	293,700	324,200
110	294,000	324,600
111	294,200	324,900
112	294,500	325,200
113	294,800	325,500
114	295,000	325,900
115	295,300	326,300

116	295,500	326,600
117	295,800	326,800
118	296,100	327,100
119	296,400	327,500
120	296,700	327,700
121	297,000	327,900
122	297,400	328,200
123	297,700	328,500
124	298,100	328,800
125	298,300	329,000
126	298,500	329,300
127	298,800	329,700
128	299,200	329,900
129	299,400	330,100
130	299,700	330,300
131	300,100	330,700
132	300,500	330,900
133	300,700	331,200
134	301,000	331,600
135	301,400	332,000
136	301,700	332,400
137	301,900	332,700
138	302,200	333,100
139	302,600	333,500
140	302,900	333,900
141	303,100	334,200
142	303,500	334,600
143	303,900	334,900
144	304,200	335,300
145	304,400	335,600
146	304,600	336,000
147	304,900	336,400
148	305,300	336,800
149	305,500	337,100
150	305,700	337,500
151	306,000	337,900
152	306,300	338,300
153	306,700	338,600
154	306,900	
155	307,100	
156	307,400	
157	307,700	
158	308,000	
159	308,300	
160	308,600	
161	309,000	
162	309,300	
163	309,600	
164	309,900	
165	310,300	
166	310,600	
167	310,900	
168	311,200	
169	311,600	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで及び第6条の規定並びに第7条の規定（岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第29条の見出し、第31条の見出し及び第32条の見出しの改正規定を除く。）並びに附則第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（岡崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第5条の規定（岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第5条の規定（任期付職員条例第7条第1項の表の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

- 5 岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定し、及び在宅勤務等手当を、パートタイム会計年度任用職員を除いて支給することができるものとし、並びに会計年度任用職員に対し、勤勉手当を、正規職員に準じて支給することができるものとする必要があるによる。

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の岡崎市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改める必要があるによる。

岡崎市市産材調達管理基金条例の一部改正について

岡崎市市産材調達管理基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市産材調達管理基金条例の一部を改正する条例

岡崎市市産材調達管理基金条例（令和4年岡崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,000万円」を「4,000万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、福岡南保育園の改築工事を始めとした公共施設整備における市産材調達に対応するため、基金の原資金を積み増す必要があるによる。

岡崎市開発行為の許可等に関する条例の一部改正について

岡崎市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市開発行為の許可等に関する条例（平成28年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第30条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（法第34条第12号の条例で定める開発行為）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第30条の2 前条第1項及び第2項に規定するもののほか、法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域として市長が指定する土地の区域（以下この条において「特別指定区域」という。）内において行うこと。
 - ア 集落機能の維持又は地域の活性化を目的として、定住の促進又は居住環境の改善が図られる必要があると認められること。
 - イ 人口の減少が認められること。
 - ウ おおむね50以上の建築物が連たんしている地域内にあること。ただし、特に集落機能の維持又は地域の活性化を図る必要があることその他の事情を勘案して規則で定める場合は、この限りでない。
 - エ 次に掲げる土地の区域を含まないこと。
 - (ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
 - (イ) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の

区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区

(ウ) 政令第29条の9各号に掲げる土地の区域

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、特別指定区域に含めることが適当でない土地の区域として市長が認める土地の区域

オ 土地の区域の面積に占める農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地の面積の割合が少ないものとして規則で定める割合を超えないこと。

カ 土地の区域内の主要な道路が、通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されており、かつ、土地の区域外の相当規模の道路に接続していること。

キ 水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項の規定による認可を受けた水道事業の給水区域であること。

(2) 次に掲げるいずれかの目的又は予定建築物等の用途の開発行為であって、規則で定める要件を満たすものであること。

ア 次に掲げるいずれかの建築物（規則で定める規模を超えないものに限り、かつ、(ア)にあっては敷地面積が200平方メートル以上であるものに限る。）の用途で、特別指定区域ごとに市長が指定する用途。ただし、当該特別指定区域が市街化区域（工業専用地域の区域を除く。）から1キロメートルの範囲内にある場合を除く。

(ア) 一戸建ての専用住宅及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する住宅

(イ) 長屋住宅及び共同住宅

(ウ) 店舗（規則で定めるものに限る。）及び事務所

イ 建築後10年（規則で定める場合にあつては、規則で定める期間）以上経過している建築物の建替え又は増築を目的として行う開発行為であつて、当該建替え又は増築後の予定建築物等の用途が、ア(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの建築物（規則で定める規模を超えないものに限る。）の用途で、特別指定区域ごとに市長が指定する用途であるもの

(3) 規則で定める開発行為に係る開発区域の面積は、500平方メートル以上1,000平方メートル以下の範囲内で規則で定める面積を超えないこと。

2 特別指定区域の境界は、道路、鉄道その他の施設、河川その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、これにより難い場合には、町界、字界等により定めるものとする。

3 地域住民の組織する団体で地域のまちづくりの推進を図る活動を行うものとして市長が適当と認めるものは、市長が別に定めるところにより、土地利用に関する計画を作成し、市長に対し、第1項第1号並びに第2号ア及びイ（これ

らの規定を次条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による指定をするよう申し出ることができる。

- 4 市長は、第1項第1号並びに第2号ア及びイの規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、当該指定の案に係る区域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、市長に意見書を提出することができる。
- 6 市長は、第1項第1号並びに第2号ア及びイの規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、岡崎市都市計画審議会（岡崎市都市計画審議会条例（昭和44年岡崎市条例第38号）第1条に規定する岡崎市都市計画審議会をいう。）及び第35条に規定する岡崎市開発審査会の意見を聴かななければならない。
- 7 市長は、第1項第1号並びに第2号ア及びイの規定による指定をするときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第1項第1号並びに第2号ア及びイの規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 9 第3項から前項までの規定は、第1項第1号並びに第2号ア及びイの規定により指定した特別指定区域及び用途の変更及び廃止について準用する。

第31条中「前条第1項」を「第30条第1項又は前条第1項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、前条第1項第2号イ中「又は増築」とあるのは、「若しくは増築又は用途変更」と読み替えるものとする。

第33条第1号中「第30条」の次に「、第30条の2第1項」を加え、同号に後段として次のように加える。

この場合における第30条の2第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「又は増築」とあるのは、「若しくは増築又は用途変更」とする。

第34条中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の次に「又は第30条の2第1項第1号ウただし書の規則を定めるとき」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市街化調整区域の人口減少による地域コミュニテ

ィの低下や空き家の増加等の諸課題の解決を図るため、一定の要件を満たす区域を指定し、当該区域において建築可能とする用途等について定める必要があるによる。

岡崎市屋外広告物条例の一部改正について

岡崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

岡崎市屋外広告物条例（平成14年岡崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第17条ただし書中「もの」の次に「その他規則で定める許可の証票の添付に代わる措置がとられたもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のため、屋外広告物に係る規制の見直しを行う必要があるによる。

岡崎市都市公園条例の一部改正について

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例

岡崎市都市公園条例（昭和32年岡崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「行商」を「物品の販売」に改め、同項第2号中「写真又は映画を撮影する」を「写真を撮影し、又は映画の撮影その他これに類する行為をする」に改める。

第17条第2項第2号中「、南公園」を削り、同条第4項中「同表備考7」を「同表備考6」に、「同表備考9」を「同表備考8」に、「同表備考12から備考14」を「同表備考11から備考13」に改める。

別表第1南公園の部を削る。

別表第2中「行商」を「物品の販売」に、「行う写真撮影」を「写真の撮影をする場合」に、「行う映画の撮影」を「映画の撮影その他これに類する行為をする場合」に、

「

岡崎市民プール南公園交通広場南公園	岡崎市民プールの利用のとき	一般		大人1回	60
				こども1回	30
	専用	25メートルプール	1時間につき		1,000
		遊泳プール	1時間につき		1,000
南公園交	南公園交	原動機付豆自動車	2人用	1回1周	60

園遊 戯施 設	通広 場の 利用 の と き		1 人 用	1 回 1 周	40
		電動機付豆自動車	2 人 用	1 回	50
		1 人 用			
	南公 園遊 戯施 設の 利用 の と き	小型自動遊具	1 回		20
		子供汽車	1 回		60
		サイクルモノレール	1 回		60
		てんとう虫型回転遊具	1 回		100
		動物型乗物遊具	1 回		100
		メリーゴーラウンド	1 回		100
		観覧車	1 回		100
りす型空中回転遊具		1 回		100	
ティーカップ		1 回		100	
共通 回数 券の 利用 の と き	岡崎市民プール (一般) 原動機付豆自動車 (2 人用) 原動機付豆自動車 (1 人用) 子供汽車 サイクルモノレール てんとう虫型回転遊具 メリーゴーラウンド 観覧車 りす型空中回転遊具	11片 (1 片を20円相当額として利用することができる。)		200	

	ティーカップ	
南公園庭球場	1面2時間につき	320
南公園運動場照明設備	1面30分につき	1,910
境公園野球場照明設備	1面30分につき	1,490

を
「

境公園野球場照明設備	1面30分につき	1,490
------------	----------	-------

に改め、同表備考3を次のように改める。

3 この表中岡崎城及び三河武士のやかた家康館の「大人」とは中学生以上の者をいい、「こども」とは5歳以上の者をいう。

別表第2中備考6を削り、備考7を備考6とし、同表備考8中「備考7」を「備考6」に改め、同表中備考8を備考7とし、備考9から備考12までを備考8から備考11までとし、同表備考13中「備考9」を「備考8」に改め、同表中備考13を備考12とし、備考14を備考13とする。

別表第3岡崎市民プールの項を削り、同表備考中「(ロッカーを除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、南公園を整備するため、南公園の有料公園施設を廃止する必要があるによる。

岡崎市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

岡崎市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(岡崎市衛生設備資金貸付条例の一部改正)

第1条 岡崎市衛生設備資金貸付条例(昭和37年岡崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、下水」の次に「(岡崎市下水道条例(昭和36年岡崎市条例第30号)第2条第1号に規定する下水をいう。)」を、「公共下水道」の次に「(同条第3号に規定する公共下水道をいう。以下同じ。)」を、「汚水」の次に「(岡崎市農業集落排水処理施設条例(平成7年岡崎市条例第42号)第2条第1号に規定する汚水をいう。)」を加え、「岡崎市農業集落排水処理施設条例(平成7年岡崎市条例第42号)第2条第2号」を「同条第2号」に改め、同条第2項中「以下」の次に「この項において」を加える。

第3条第1号中「公共下水道の排水区域内」を「岡崎市下水道条例第2条第8号に規定する排水区域内」に、「公共下水道の処理区域内」を「岡崎市下水道条例第2条第9号に規定する処理区域内」に改める。

第5条中「規則(公共下水道に係る場合の地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。次条及び第15条において同じ。)」を「管理規程」に改める。

第6条中「規則」を「管理規程」に改める。

第7条第1項中「市長又は」を削り、「市長等」を「管理者」に改める。

第8条中「(昭和36年岡崎市条例第30号)」を削り、「市長等」を「管理者」

に改める。

第9条及び第12条から第14条までの規定中「市長等」を「管理者」に改める。

第15条（見出しを含む。）中「規則」を「管理規程」に改める。

（岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「岡崎市公共下水道事業」を「公共下水道事業及び農業集落排水事業」に、「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第1条の2中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第2条第1項中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条に次の1項を加える。

4 農業集落排水事業の計画処理区域、計画処理人口、計画処理区域面積及び計画1日最大汚水量を次のとおり定める。

(1) 計画処理区域は、岡崎市農業集落排水処理施設条例（平成7年岡崎市条例第42号）別表第1に定める区域とする。

(2) 計画処理人口は、12,450人とする。

(3) 計画処理区域面積は、418ヘクタールとする。

(4) 計画1日最大汚水量は、4,109立方メートルとする。

第3条第1項及び第4条中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に、「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第7条第1項及び第2項第3号中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

（岡崎市農業集落排水事業分担金条例の一部改正）

第3条 岡崎市農業集落排水事業分担金条例（平成5年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規則」を「管理規程」に改める。

第3条中「市長」を「水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に、「規則」を「管理規程」に改める。

第4条中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第2項中「規則」を「管理規程」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則」を「管理規程」に改める。

第8条、第9条及び第10条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第11条を次のように改める。

（管理規程への委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

(岡崎市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第4条 岡崎市農業集落排水処理施設条例（平成7年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第244条の2」を削り、「設置及び管理並びに使用料」を「使用料を定めるとともに、その管理」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条中「市長」を「水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第6条及び第9条中「市長」を「管理者」に改める。

第10条中「規則」を「管理規程」に改める。

第12条中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項及び第16条から第18条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「規則」を「管理規程」に改める。

別表第1 岡崎市霞川地区農業集落排水処理施設の項中「及び日影町」を「日影町及び細川町」に改める。

別表第2 備考3(1)及び備考4中「市長」を「管理者」に改める。

(岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例の一部改正)

第5条 岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例（平成29年岡崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道事業の」を「下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。次条第2号において同じ。）の」に改める。

第2条第1号中「及び下水道使用料」を「、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料」に改める。

第4条第1項第2号中「又は下水道」を「、公共下水道又は農業集落排水処理施設」に改める。

(岡崎市農業集落排水事業特別会計条例の廃止)

第6条 岡崎市農業集落排水事業特別会計条例（平成4年岡崎市条例第16号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条中岡崎市農業集落排水処理施設条例別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの条例の相当の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(理由)

この条例案を提出したのは、農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係する条例の規定を整備する必要があるによる。

令和5年度岡崎市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度岡崎市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,338,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,952,348千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	地方特例交付金	573,927	△42,216	531,711
	1 地方特例交付金	563,362	△42,216	521,146
15	使用料及び手数料	2,028,589	6,941	2,035,530
	1 使用料	1,262,349	10,868	1,273,217
	2 手数料	766,240	△3,927	762,313
16	国庫支出金	21,532,102	508,256	22,040,358
	1 国庫負担金	17,440,787	408,156	17,848,943
	2 国庫補助金	4,012,565	100,100	4,112,665
17	県支出金	10,159,271	208,021	10,367,292
	1 県負担金	5,941,905	147,098	6,089,003
	2 県補助金	3,373,055	60,923	3,433,978
19	寄附金	345,884	44,043	389,927
	1 寄附金	345,884	44,043	389,927
20	繰入金	8,949,332	2,193,542	11,142,874
	2 基金繰入金	8,791,335	2,193,542	10,984,877
21	繰越金	2,275,960	249,749	2,525,709
	1 繰越金	2,275,960	249,749	2,525,709
22	諸収入	5,383,550	30,927	5,414,477
	4 受託事業収入	523,311	△3,360	519,951
	5 雑入	3,840,057	34,287	3,874,344
23	市債	3,609,000	139,000	3,748,000
	1 市債	3,609,000	139,000	3,748,000
	歳入合計	139,614,085	3,338,263	142,952,348

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	698,981	2,788	701,769
	1 議会費	698,981	2,788	701,769
2	総務費	10,800,889	557,199	11,358,088
	1 総務管理費	7,111,872	523,576	7,635,448
	2 総務諸費	1,785,170	2,834	1,788,004
	3 徴税費	1,083,561	27,884	1,111,445
	4 戸籍住民基本台帳費	563,339	△3,305	560,034
	6 統計調査費	43,701	1,419	45,120
	7 監査委員費	89,157	4,791	93,948
3	民生費	57,595,496	1,296,922	58,892,418
	1 社会福祉費	16,236,991	309,429	16,546,420
	2 老人福祉費	12,205,626	12,311	12,217,937
	3 児童福祉費	24,673,180	801,404	25,474,584
	4 生活保護費	4,464,696	173,778	4,638,474
4	衛生費	18,926,855	101,312	19,028,167
	1 保健衛生費	9,135,999	43,579	9,179,578
	2 衛生諸費	3,591,032	△9,311	3,581,721
	3 環境費	1,128,202	37,815	1,166,017
	4 清掃費	5,071,622	29,229	5,100,851
5	労働費	107,665	△91	107,574
	1 労働諸費	107,665	△91	107,574
6	農林業費	2,458,575	100,190	2,558,765
	1 農業費	1,386,541	69,666	1,456,207
	2 農業基盤整備費	691,722	2,853	694,575
	3 林業費	380,312	27,671	407,983
7	商工費	4,218,938	149,309	4,368,247

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	千円 4,218,938	千円 149,309	千円 4,368,247
8	土木費	18,426,226	975,650	19,401,876
	1 土木管理費	1,250,997	△44,732	1,206,265
	2 交通安全対策費	310,492	1,544	312,036
	3 道路橋りょう費	3,852,916	896,524	4,749,440
	4 河川費	505,736	4,005	509,741
	5 都市計画費	6,965,153	103,386	7,068,539
	6 公園緑地費	2,228,715	15,386	2,244,101
	7 土地区画整理費	1,922,215	△1,911	1,920,304
	8 住宅費	1,390,002	1,448	1,391,450
9	消防費	4,410,230	78,354	4,488,584
	1 消防費	4,410,230	78,354	4,488,584
10	教育費	14,248,207	100,854	14,349,061
	1 教育総務費	2,781,037	39,185	2,820,222
	2 小学校費	2,126,082	60,780	2,186,862
	3 中学校費	1,363,382	△7,947	1,355,435
	4 学校教育費	4,655,803	△11,998	4,643,805
	5 社会教育費	2,425,702	△6,926	2,418,776
	6 保健体育費	896,201	27,760	923,961
11	災害復旧費	592,394	0	592,394
	4 その他公共公用施設災害復旧費	178,010	0	178,010
12	公債費	7,029,627	△24,224	7,005,403
	1 公債費	7,029,627	△24,224	7,005,403
	歳 出 合 計	139,614,085	3,338,263	142,952,348

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 老人福祉費	地域福祉センター 施設整備事業	5,610 千
4 衛生費	3 環境費	総合検査センター 施設整備事業	10,372
8 土木費	3 道路橋りょう費	道路整備事業	118,500
		阿知和地区工業団地 関連道路整備事業	322,189
		道路新設改良事業 (中島岡崎天白線)	36,300
		橋りょう長寿命化 修繕事業	10,420
	4 河川費	排水路改修事業	53,518
	5 都市計画費	スマートインター チェンジ整備事業	49,052
		大門駅周辺 整備事業	39,500
	7 土地区画整理費	岡崎駅東 土地区画整理事業	67,100
		岡崎駅針崎若松 土地区画整理事業	5,000

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎改修事業 (岩津小学校)	千 23,700
	6 保健体育費	スポーツ施設 整備事業	15,620

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
市議会だよりの作成に要する経費	令和6年度	千円 8,854
人事給与情報管理システムの改修に要する経費	令和6年度	6,001
市政だよりの作成及び配布に要する経費	令和6年度	85,756
電気自動車等の賃借に要する経費	令和6年度から 令和11年度まで	418,024
音声認識システム利用に要する経費	令和6年度	1,056
ローコードツール利用に要する経費	令和6年度	5,619
申請書等データ入力に要する経費	令和6年度から 令和7年度まで	19,360
ニューポートビーチ市姉妹都市提携40周年記念事業に要する経費	令和6年度	24,761
岡崎市シビックセンターの管理運営に要する経費	令和6年度から 令和9年度まで	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、SPS・トーエネック・ピーアンドピー共同事業体が市との協定により岡崎市シビックセンターの管理運営に要する額

事 項	期 間	限 度 額
市民サービスコーナー証明書等 窓口受付及び案内に要する経費	令和6年度	10,706 千
ねたきり高齢者寝具貸与 に要する経費	令和6年度	1,054
後期高齢者健康診査に要する経費	令和6年度	56,421
生活困窮者世帯等の学習支援 に要する経費	令和6年度	17,872
公立保育園給食牛乳の購入 及び配達に要する経費	令和6年度	70,254
公立保育園・こども園健康診断 器具滅菌管理に要する経費	令和6年度	733
がん等検診に要する経費	令和6年度	225,262
個別特定健診受診票等印字 封入封緘に要する経費	令和6年度	2,675
予防接種通知書封入封緘 に要する経費	令和6年度	2,884
墓園管理料納入通知書等 印字封入封緘に要する経費	令和6年度	1,446
公用車EVカーシェアリング 事業費補助に要する経費	令和6年度から 令和7年度まで	136,080

事 項	期 間	限 度 額
大気汚染物質調査に要する経費	令和6年度	9,410 千円
河川水質調査に要する経費	令和6年度	5,011
観光イベントの実施に要する経費	令和6年度	178,054
建築確認等データ入力に要する経費	令和6年度	6,160
自転車等保管所の運営に要する経費	令和6年度	10,782
道路整備事業に要する経費	令和6年度	300,000
河川排水路の浚 ^{しゅんせつ} 渫に要する経費	令和6年度	11,000
移動手段確保対策に要する経費	令和6年度	24,084
仮設自転車等駐車場の撤去に要する経費	令和6年度	6,651
自転車等駐車場土地賃借に要する経費	令和6年度	2,600
西岡崎駅の清掃に要する経費	令和6年度から 令和8年度まで	5,500

事 項	期 間	限 度 額
岡崎公園及び村積山自然公園（奥殿陣屋）の管理運営に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	千 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、一般社団法人岡崎パブリックサービスが市との協定により岡崎公園及び村積山自然公園（奥殿陣屋）の管理運営に要する額
はしご車オーバーホールに要する経費	令和6年度	34,540
消防署寝具の賃借に要する経費	令和6年度	7,659
小学校通学バス運行（額田地域）に要する経費	令和6年度	33,467
中学校通学バス運行（額田中学校）に要する経費	令和6年度	48,032
電子黒板の保守に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	38,090
学校行事バスの賃借に要する経費	令和6年度	11,266
外国語指導支援に要する経費	令和6年度	120,084
小中学校健康診断器具滅菌管理に要する経費	令和6年度	3,677
給食献立表印刷に要する経費	令和6年度	1,914
市民公募展の開催に要する経費	令和6年度	3,373

事 項	期 間	限 度 額
美術博物館企画展の開催に要する経費	令和6年度	千 26,360
地域文化広場企画展の開催に要する経費	令和6年度	8,492
地域文化広場機械警備に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	3,036
施設保守管理等に要する経費	令和6年度	1,576,830

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
保育園建物賃借に要する経費	令和6年度から 令和8年度まで	千 87,959	変 更 な し	千 134,984

第4表 地方債補正
変更

起債の目的	補		正		前	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
道路整備事業	1,068,000 千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。		
計	3,609,000					

補	正		後
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千 1,207,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し
3,748,000			

令和5年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第1号)

令和5年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,419,398千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	繰入金	450,034	19,163	469,197
	1 一般会計繰入金	450,034	19,163	469,197
	歳入合計	2,400,235	19,163	2,419,398

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	2,077,923	19,163	2,097,086
	1 工業団地造成費	2,077,923	19,163	2,097,086
	歳出合計	2,400,235	19,163	2,419,398

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 工業団地造成費	1 工業団地造成費	阿知和地区工業団地 造成事業	千円 40,063

令和5年度岡崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度岡崎市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,843千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ600,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	272,050	1,843	273,893
	1 一般会計繰入金	272,050	1,843	273,893
	歳入合計	598,202	1,843	600,045

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	40,478	1,843	42,321
	1 総務管理費	40,478	1,843	42,321
	歳出合計	598,202	1,843	600,045

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
汚泥の運搬等に要する経費	令和6年度	37,898 千円

令和5年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,170千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,109,611千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（事業勘定の債務負担行為の補正）

第2条 事業勘定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第3条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,712千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,649千円とする。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第3表 歳入歳出予算補正」による。

（直営診療所勘定の債務負担行為）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により直営診療所勘定の債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	繰入金	3,246,166	34,427	3,280,593
	1 一般会計繰入金	2,946,166	28,666	2,974,832
	2 基金繰入金	300,000	5,761	305,761
8	繰越金	1	1,758	1,759
	1 繰越金	1	1,758	1,759
9	諸収入	53,706	△15	53,691
	2 雑入	28,602	△15	28,587
	歳入合計	34,073,441	36,170	34,109,611

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	507,138	24,650	531,788
	1 総務管理費	433,348	24,691	458,039
	2 徴収費	73,149	△41	73,108
3	国民健康保険事業費納付金	10,127,773	0	10,127,773
	1 医療給付費分	6,867,606	0	6,867,606
6	諸支出金	33,838	11,520	45,358
	1 償還金及び還付加算金	25,602	11,520	37,122
	歳 出 合 計	34,073,441	36,170	34,109,611

第2表 債務負担行為補正
追加

事 項	期 間	限 度 額
医療費通知等印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令 和 6 年 度	7,802 千円
被保険者証等印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令 和 6 年 度	7,279
督促状等発送補助に要する経費	令 和 6 年 度	378
特定健康診査等に要する経費	令 和 6 年 度	152,272

第3表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	26,267	1,711	27,978
	2 一般会計繰入金	18,031	1,711	19,742
6	諸収入	115	1	116
	1 雑入	115	1	116
	歳入合計	96,937	1,712	98,649

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	57,275	1,712	58,987
	1 総務管理費	57,275	1,712	58,987
	歳出合計	96,937	1,712	98,649

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
電子カルテシステムの導入 に 要 す る 経 費	令 和 6 年 度	千円 7,726

令和5年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,105,405千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	991,964	6,527	998,491
	1 一般会計繰入金	991,964	6,527	998,491
5	諸収入	18,800	51	18,851
	3 雑入	10,352	51	10,403
	歳入合計	6,098,827	6,578	6,105,405

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	106,069	2,167	108,236
	1 総務管理費	86,601	2,167	88,768
2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,984,960	4,411	5,989,371
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,984,960	4,411	5,989,371
	歳 出 合 計	6,098,827	6,578	6,105,405

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
申請書データ入力に要する経費	令和6年度	1,727千円
督促状等発送補助に要する経費	令和6年度	206
決定通知書印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和6年度	1,001

令和5年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,897,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	5,001,143	99,013	5,100,156
	1 国庫負担金	4,447,885	99,086	4,546,971
	2 国庫補助金	553,258	△73	553,185
4	支払基金交付金	6,720,231	133,673	6,853,904
	1 支払基金交付金	6,720,231	133,673	6,853,904
5	県支出金	3,481,296	61,885	3,543,181
	1 県負担金	3,370,163	61,928	3,432,091
	2 県補助金	111,133	△43	111,090
7	繰入金	4,250,825	214,475	4,465,300
	1 一般会計繰入金	4,009,137	73,847	4,082,984
	2 基金繰入金	241,688	140,628	382,316
9	諸収入	100,382	△7	100,375
	2 雑入	98,881	△7	98,874
	歳入合計	26,388,245	509,039	26,897,284

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	597,185	11,957	609,142
	1 総務管理費	306,979	9,312	316,291
	3 介護認定審査会費	269,308	2,645	271,953
2	保険給付費	24,155,038	495,430	24,650,468
	1 介護サービス等諸費	22,195,901	449,291	22,645,192
	2 介護予防サービス等諸費	843,957	25,000	868,957
	3 高額介護サービス等費	592,608	20,141	612,749
	5 その他諸費	13,888	998	14,886
3	地域支援事業費	822,370	△348	822,022
	2 一般介護予防事業費	23,456	△348	23,108
5	諸支出金	390,946	2,000	392,946
	1 償還金及び還付加算金	239,941	2,000	241,941
	歳 出 合 計	26,388,245	509,039	26,897,284

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム改修に要する経費	令和6年度	千円 6,908
窓口案内に要する経費	令和6年度	12,635
督促状等発送補助に要する経費	令和6年度	155

令和5年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第1号）

令和5年度岡崎市の額田北部診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,186千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	15,821	△6,465	9,356
	1 一般会計繰入金	15,821	△6,465	9,356
5	繰越金	1	7,648	7,649
	1 繰越金	1	7,648	7,649
6	諸収入	42	3	45
	1 雑入	42	3	45
	歳入合計	108,722	1,186	109,908

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	51,254	1,186	52,440
	1 総務管理費	51,254	1,186	52,440
	歳出合計	108,722	1,186	109,908

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
電子カルテシステムの導入 に 要 す る 経 費	令 和 6 年 度	7,060 千円

令和5年第106号議案

令和5年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第2号）

令和5年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,633千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	147,708	△6,017	141,691
	1 一般会計繰入金	147,708	△6,017	141,691
5	諸収入	11,073	△616	10,457
	2 雑入	9,228	△616	8,612
	歳入合計	238,030	△6,633	231,397

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	170,479	△6,633	163,846
	1 総務管理費	170,479	△6,633	163,846
2	医業費	30,234	0	30,234
	1 医業費	30,234	0	30,234
	歳出合計	238,030	△6,633	231,397

令和5年度岡崎市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間患者数	入院 183,000人	9,150人	192,150人
	外来 293,301人	3,402人	296,703人
(3) 1日平均患者数	入院 500人	25人	525人
	外来 1,207人	14人	1,221人
(4) 主要な建設改良事業			
建設改良費事業費	1,131,334千円	△1,056千円	1,130,278千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	25,270,967千円	1,659,119千円	26,930,086千円
第1項 医業収益	22,690,707千円	798,871千円	23,489,578千円
第2項 医業外収益	2,180,285千円	860,248千円	3,040,533千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	26,297,308千円	458,142千円	26,755,450千円
第1項 医業費用	25,565,389千円	400,183千円	25,965,572千円
第2項 医業外費用	723,930千円	57,959千円	781,889千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,756,252千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,390千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,751,862千円で補填するものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	3,624,707千円	△1,056千円	3,623,651千円

第1項 建設改良費 1,820,853千円 △1,056千円 1,819,797千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

職員給与費 12,508,141千円 466千円 12,508,607千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第9条中「5,700,000千円」を「5,900,000千円」に改める。

(債務負担行為)

第7条 予算第11条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設保守管理等に要する経費	令和6年度	千円 676,125
廃棄物等運搬及び処理に要する経費	令和6年度	74,816

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和5年度岡崎市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		入	
第1款 水道事業収益	8,075,063千円	335千円	8,075,398千円
第2項 営業外収益	1,005,990千円	335千円	1,006,325千円
		出	
第1款 水道事業費用	7,388,198千円	14,212千円	7,402,410千円
第1項 営業費用	7,193,073千円	14,212千円	7,207,285千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,435,353千円は減債積立金165,172千円、建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額351,053千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,419,128千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		出	
第1款 資本的支出	6,270,807千円	1,563千円	6,272,370千円
第1項 建設改良費	4,680,620千円	1,563千円	4,682,183千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	885,055千円	15,709千円	900,764千円

第5条 予算第10条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第11条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

採水業務に要する経費	令和6年度	千円 4,950
排水処理施設脱水ケーキ運搬に要する経費	令和6年度	2,558
水道賠償責任保険に要する経費	令和6年度	1,578
浄水施設等の整備に要する経費	令和6年度	46,176
配水管の整備に要する経費	令和6年度	1,040,000
給水スポットの設置に要する経費	令和6年度	7,300

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中根康浩

令和5年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	10,078,470千円	14,402千円	10,092,872千円
第1項 営業収益	6,569,965千円	8,579千円	6,578,544千円
第2項 営業外収益	3,324,788千円	△2,283千円	3,322,505千円
第3項 特別利益	183,717千円	8,106千円	191,823千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	9,612,318千円	55,425千円	9,667,743千円
第1項 営業費用	8,688,169千円	18,507千円	8,706,676千円
第3項 特別損失	7,446千円	36,918千円	44,364千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,798,736千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,150千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,395千円、過年度分損益勘定留保資金3,013,003千円並びに当年度分損益勘定留保資金597,188千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	4,686,162千円	30,861千円	4,717,023千円
第2項 負担金	183,918千円	2,050千円	185,968千円
第5項 固定資産売却代金	0千円	28,811千円	28,811千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			

第1款 資本的支出	8,511,620千円	4,139千円	8,515,759千円
第1項 建設改良費 (債務負担行為)	4,235,263千円	4,139千円	4,239,402千円

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
明 治 用 水 土 地 改 良 区 管 理 阻 害 補 償 に 要 す る 経 費 (矢 作 町 ほ か 1 箇 町 地 内)	令和6年度から 令和9年度まで	千円 148
明 治 用 水 土 地 改 良 区 管 理 阻 害 補 償 に 要 す る 経 費 (森 越 町 ほ か 5 箇 町 地 内)	令和6年度から 令和10年度まで	4,085
下 水 道 管 渠 ^{きよ} の 清 掃 に 要 す る 経 費	令和6年度	147,837
下 水 道 管 渠 ^{きよ} の 築 造 に 要 す る 経 費	令和6年度	100,000
下 水 道 管 渠 ^{きよ} の 改 築 に 要 す る 経 費	令和6年度	400,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	486,527千円	15,477千円	502,004千円

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

